

受付番号 第 号
2014年9月3日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号2番 答弁者 市長

質問事項 市の選挙で市の委員や補助団体を利用してよいのか

《質問要旨》

山県市商工会は、市の多額の補助金を受けている。商工会法は、第五条（名称）の第2項で「商工会でない者は、商工会という名称を用いてはならない」とし、第6条（原則）の第3項で「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない」としている。

ところで、林氏の市長選のための政治活動の文書に「商工会長 ○○○○」と、第三者が見れば応援、支援の意味でとれるよう記されている。

市民・有権者の誰から見ても、当然、林氏と商工会の両者の一体感を示していると受け取る。この林氏の当初の政治活動用の文書を見て、適正さに疑問をもった市民が県選管に「市の補助金を受けている団体の会長が特定候補を推してよいのか」との趣旨で質問したところ、「きわめてまずいこと」との旨の回答だったという。

さらに、「商工会」の代表や役員は、そのポストゆえに、市の審議会や会議などの多くの役職の任命を受けており、市政の具体的な部分に深いかわりを持っている。山県市総合計画審議会委員などはその典型である。

なお、林市長が総務部長だったとき、当時の市長が議会に提案して可決成立した「山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例」は、第3条「政治倫理基準等」の第1項6号において「市及び特定団体から委託され、又は補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならない。」としている。

そこで順次問う。

1. H22年度から26年度の、市からの補助金の総額及び使途の概要はどのようで、この間の総額はいくらか。

2. 総合計画審議会についてみれば、商工会長は、市の条例で定める非常勤職員として報酬も得ている立場。その会長名を使ったから、公選法で禁止する「地位利用」との関係もある。

市の各種委員である「商工会長 ○○○○」として、選挙もしくは事前の政治活動での支援を受けたことは、倫理上の問題、道義的な問題があるのではないのか。

3. 山県市の倫理条例は合併前の旧高富町の条例とほぼ同一である。

「高富町議会 2001（H13）年3月定例会」における一般質問で、私は、「高富町

倫理条例第3条6号は『町及び特定団体から委託又は補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならない』としている。町内の自治会はこの団体にあたるか、他には、どのような団体があるか。」

これに対する、選挙管理委員会の事務責任者である総務課長答弁は次のとおりである。

「倫理条例に関して、政治家の行為の相手方として『自治会』はこれに当たる。議員及び町長等は、自己の利益のために不正な方法で、自治会を利用してはいけない。他には、一般的には補助金について裁量権の余地があり、地位利用することができるような相手方が対象となるもので、『老人会』や『商工会』などがあると考えられる。」

市長は、選挙もしくは事前の政治活動において、「商工会長〇〇〇〇」あるいは「前・商工会長 〇〇〇〇」などの肩書で支援を受けたことの倫理上の問題、道義的な問題があることについて、どのように考えているのか。

4. 今後は、市長として「政治倫理条例」が直接適用される身分である。商工会及び他の市の各種団体を利用することは条例に抵触し、市民が公正さを疑えば、速やかな「市民の審査請求権」（条例第5条）の行使が想定される。そのようなことがあったら、どう対処するのか。それとも、審査を請求されてよいと答えるのか。

5. 今後、どうするのか。①補助金をやめ、かつ、市の委員を任命しないか、もしくは、②政治的に利用しないか、いずれか。 以上

山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例

(政治倫理基準等) 第3条 議員及び市長等は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない

(1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正行為及びその疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

(6) 市及び特定団体から委託され、又は補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならない。

2 議員及び市長等は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の審査請求権) 第5条 法第18条に定める選挙権を有する市民は、議員又は市長等が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑惑があると認めるときは、その総数の100分の1人以上の連署をもって、当該疑惑を証する資料を添え、その代表者が規則の定めるところにより、議員に係るものについては市議会議長に、市長等に係るものについては市長に対し、審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により議員に係る審査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付する。

3 市長は、第1項の規定により市長等に係る審査の請求を受けたとき、又は前項の規定により送付を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。